

令和2年度(2020年度)第4回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 令和2年12月24日(木曜日)
午後3時00分 開会 午後5時40分 閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

●出席した委員

委員	木多 道宏 氏	委員	藤田 貴支 氏
委員	土井 健司 氏	委員	増田 京子 氏
委員	中井 勝次 氏	委員	桃山 悟 氏
委員	弘本 由香里氏	委員	長澤 均 氏
委員	増田 昇 氏	委員	赤井 龍次郎氏
委員	内海 辰郷 氏	委員	藤原 翼沙 氏
委員	楠 政則 氏	委員	溝口 志帆 氏
委員	名手 宏樹 氏		

委員 15名 出席

●審議した案件とその結果

案件1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

増田昇委員を会長に選出
会長が木多委員を会長職務代理者に指名

案件2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

全員賛成につき原案どおり議決

案件3 北部大阪都市計画地区計画(箕面駅前地区)の決定について【付議】

全員賛成につき原案どおり議決

案件4 北部大阪都市計画地区計画(箕面船場駅前地区)の変更について【付議】

全員賛成につき原案どおり議決

案件5 北部大阪都市計画高度利用地区の変更について【付議】

全員賛成につき原案どおり議決

案件6 都市計画道路の見直しについて【報告】

●事務局

改めまして、皆さんお揃いになりましたので、委員紹介から始めたいと思います。

お手元のA4縦の箕面市都市計画審議会委員名簿をご覧くださいませでしょうか。名簿の順に私の方からお名前をお呼びいたしますので恐縮ではありますが、その場でご起立いただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、学識経験者の加我委員でございますが、本日は欠席でございます。学識経験者の木多委員でございます。学識経験者の滝口委員でございますが、本日は欠席でございます。学識経験者の土井委員でございます。学識経験者の中井委員でございます。学識経験者の弘本委員でございます。学識経験者の増田昇委員でございます。学識経験者の松出委員でございますが、

本日は欠席でございます。

市議会議員の内海委員でございます。

市議会議員の楠委員でございます。

市議会議員の名手委員でございます。

市議会議員の藤田委員でございます。

市議会議員の増田京子委員でございます。

市議会議員の桃山委員でございます。

関係行政機関の職員の長澤委員でございます。

市民委員の赤井委員でございます。

市民委員の藤原委員でございます。

市民委員の溝口委員でございます。

ありがとうございました。これにて委員紹介を終わります。

それでは、会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、会議の進行をしていただく仮議長の選出を行っていきたいと思いますが、どうさせていただきますでしょうか。

(「事務局に一任」の声)

ありがとうございます。今、事務局に一任という声がありましたが、事務局一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

会長は学識経験者の中から選ぶこととなっております。従いまして学識経験者以外の委員の中から事務局からご指名させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

関係行政機関の職員として農業委員会から選出いただいております長澤委員に仮議長をお願いしたいと思います。長澤委員よろしく申し上げます。

●長澤委員

わかりました。よろしくお願ひいたし

ます。

●事務局

ありがとうございます。そうしましたら、長澤委員には会長が選出されるまでの間、会議の進行をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●長澤委員

それでは、仮議長を務めさせていただきます。着席にて進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●事務局

それでは、ただ今より令和2年度第4回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

はじめに、マイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますので、よろしくお願ひいたします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いします。次に発言される方がご自身の前の青いボタンを押していただきますと、先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議の進行をしていただきます議長のマイクは、常時つながった状態となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日机の上に「特定生産緑地の指定について」というA4横長の資料をお配りしております。これにつきましては、案件審議が終わった後の「その他」の中で報告させていただく際に使用いたしますのでお知りおきください。それでは長澤委員、仮議長よろしくお願ひいたします。

●長澤委員

それでは、これより令和2年度第4回箕面市都市計画審議会を進めてまいります。僭越ではございますが、議事を進めさせていただきます。議事運営にあたりましては皆様方のご協力をよろしくお願

いたします。事務局より所定の報告をお願いいたします。

●事務局

はい、まず定足数の確認についてご報告をいたします。本日の出席委員は、委員18名中15名でございまして、過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議は成立いたすものでございます。

なお、先程ご紹介しましたとおり加我委員、滝口委員、松出委員より欠席する旨のご連絡がありましたことをあわせてご報告申し上げます。以上でございます。

●長澤委員

ありがとうございます。

それでは、案件1「会長の選出及び会長職務代理者の指名」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

案件1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

●事務局

それでは、議案書の1ページをご覧くださいませでしょうか。

議案書の1ページですけれども、審議会会長につきましては、「都市計画法第77条の2」及び「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条」の規定によりまして、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。よって、議案書の1ページの表に掲げております8名の学識経験者の方々の中から会長をお選びいただくこととなります。なお、会長職務代理者の指名についてですが、これは会長が指名することになっておりますので、会長選出後、改めてご説明いたします。それでは、会長選出の手続きをよろしくお願いいたします。

●長澤委員

ただ今、事務局から説明がありました

会長選出でございますが、規定によりまずと学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。選挙の方法ですが、本日の出席委員全員による互選により決定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

●長澤委員

ご異議がないようですので、互選とさせていただきますが、委員の皆様、学識経験者の委員の中からどなたか自薦他薦などご発言ございませんでしょうか。

●内海委員

委員の内海でございます。今までも大変長いことお世話いただいておりますが、増田昇委員が最も適任であると思いますので推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●長澤委員

承知しました。

ただ今、内海委員さんより増田昇委員さんのご推薦がございました。その他ご推薦はございませんでしょうか。他にないようでございますので、ご推薦を受けられました増田昇委員さんを箕面市都市計画審議会会長に選出いたしたいと存じますが、増田昇委員さん、よろしいでしょうか。

●増田昇委員

はい、けっこうでございます。

●長澤委員

ご快諾いただきまして、ありがとうございました。よって、増田昇委員さんが会長に選出されました。皆様ご協力ありがとうございました。

増田会長につきましては、任期であります令和4年9月30日まで本市都市計画審議会会長として、会議の招集、議事の進行を司っていただくこととなります。増田会長どうぞよろしくお願いいたします。それではここで議事進行をただ今決まりました増田会長にお願いしたいと存

じます。ありがとうございました。

●増田会長

それでは、ただ今本審議会の会長を仰せつかりました大阪府立大学の増田でございます。会長の職に就任するにあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。先程事務局からご説明ございましたように新しい任期により、新たに箕面市都市計画審議会がスタートすることとなります。ご存じのように、箕面市はまだまだこれから多くの動きのある都市でございます。この都市計画審議会で審議すべき内容も多々ございます。また都市計画審議会というのは、私権の制限にも関わる議論に及ぶこともございますので、真摯に議論をし忌憚のない意見交換もしながら審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

何分微力ではございますけれども、会長として全力を尽くしてまいりますので、皆様方の格段のご支援ご協力を賜りましたらありがたいと思います。それでは、座って進行させていただきたいと思ひます。

まず最初に職務代理者の指名でございますが、事務局より案件の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●事務局

議案書の1の1ページの本文5行目をご覧ください。会長職務代理者は箕面市都市計画審議会設置条例第5条第3項の規定により学識経験者のうちから会長が指名してこれを定めることとなっておりますので、会長におかれましては職務代理者の指名手続きをよろしくお願ひいたします。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

ただ今ご説明ございましたように、会長の職務代理者は会長が指名することとなっておりますので指名をさせていただきたいと思ひます。前期に引き続きましてお手数ですがけれども、木多委員にお願

ひしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●木多委員

はい、お受けさせていただきたいと存じます。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

ご快諾いただいたということで、木多委員に職務代理者の指名をしたいと思ひます。以上をもちまして、案件1の審議が終了いたしました。

本日はお手元の次第でございますように、付議案件が4件、それと報告案件が1件、今の案件1を含めて6案件ということですが、まず審議に入る前に、事務局から報告事項があると聞いておりますので、ご報告の程、審議に入る前によろしくお願ひしたいと思います。

●事務局

市民から審議会会長、委員あてに文書が提出されましたので、改選された委員の皆様と会長あてに事務局からご報告いたします。

令和2年11月6日付けで8名の方から、同月18日付けで1名の方からA4ホチキス止めでタイトルが「通告書」となっている文書が箕面市都市計画審議会会長あてに届きました。

また、同月24日付けでA4ホチキス止めでタイトルが「都市計画道路網の見直しについて【諮問】に対するお尋ね」となっている文書が、先の「通告書」を提出した方のうち3名から連名で箕面市都市計画審議会会長及び委員あてに届きました。それに対して12月16日付けでA4でタイトルが「都市計画道路網の見直しについて【諮問】に対するお尋ねについて」となっている文書を箕面市都市計画審議会事務局名で返信しておりますので、ご報告いたします。

●増田会長

はい、ありがとうございました。ただ今ご説明ございましたように、通告書ならびにお尋ね書、それに対して会長指名

の前でございましたので、事務局名でご返答いただいているというのが、お手元の一式でございます。ただ今ご説明いただきました内容について、何かご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。増田委員どうぞ。

●増田委員

今いただいたところで、本日の一番最後に報告案件がありますけれど、それと関連するのかなと思います。これについてどういう取扱いを私達はしたらいのか、中味がよくわからないんですけれども。

●増田会長

どうするのかというのが、一番大きな課題かもしれませんけれども、都市計画審議会は16条縦覧あるいはパブリックコメント、17条縦覧という公述の機会が正式に設けられていまして、そこでの意見あるいは意見書に対しては、我々審議の際には、それを参考にするという、そういう手続きになっていると理解しております。

従いまして、常時いろんな意見をいただいてそれに対して審議会ですという手続きの場があるにもかかわらず、いろんな意見を言った時に議題として取り上げるべきかどうかということなんですけど、基本的にはそういう手続きはきちりありますので、議題として取り上げるというよりも、委員あるいは会長にいただいた文書を各々ご理解いただいて、正式な意見書が出てきた時に議論するというのが筋かと思っておりますけれどもいかがでしょうか。桃山委員どうぞ。

●桃山委員

今、会長のお話でしたら、この意見書、通告書ですか、中味も全然見る時間もなくて、今地図を見ますと、色塗りをされた方が結果反対をされているということになるようなんです。申出の中には、時間がある時にそれぞれ見てくださいということなのかも知れませんが、これだけの色塗りをされた所有者が反対

されているということの中で、最後の報告案件の時にそれぞれがこれをふまえて意見をさせていただいたらいいということでしょうか。

●増田会長

これをふまえてというよりも独立した案件として、ご議論いただければと。

地権者ならびに市民の方々から正式な形で意見書が出されるというのは基本的には法上の手続き上きちり準備されておりますので、その意見書に基づいて議論をするというのが本来の審議会の形かと思っております。報告案件の所ですね、少しこういう情報を頭の中に入れて委員としてご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。お尋ね書についてあるいは通告文についてどう扱いますかという形は今お話しているような状態で、この中味そのものの議論というよりも委員として報告案件についての意見交換は自由にさせていただきたいというふうに思いますけれども。よろしいでしょうか、そういう扱いで。ありがとうございます。増田委員どうぞ。

●増田委員

こちらのお尋ねの方なんですけど11月24日付けで、本書到達後2週間以内に回答をお寄せいただければと書いてあるんですけど、これはもう私達と関係ないと。

●増田会長

現在は委員改選の時期であり都市計画審議会会長が選出されておらず事務局名での回答という形で12月16日で回答いただいていると理解しております。それに基づいて今日皆様方に資料としてお配りさせていただいたということがございます。よろしいでしょうか。名手委員どうぞ。

●名手委員

正式な意見書というのはこういう地権者の方が判断されて、今後出してくるという可能性があるという話ですか。

●増田会長

可能性は十分にあるということだと思います。法上の手続きとしてきっちり言える機会は制定されております。

よろしいですか。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。先程言いましたように本日は付議案件が4件、報告案件が1件についてご審議いただく予定となっております。5時頃を目途に終了したいと思いますので、ご協力の程よろしくお願ひしたいと思います。

それでは審議に入ってまいりたいと思います。本日の案件ですけれども、案件3と5が箕面駅前に関する案件、4と5が箕面船場駅前に関する案件でございます。案件5につきましては、箕面駅前に関する内容と箕面船場駅前地区に関する内容がございますので、まず案件3と5の一括説明を受けて質疑を行った後、3の案件の議決を行い、次いで案件4と5の一括説明を受けて質疑を行った後、案件4と5の議決を行うという形で進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、先に案件3から5の話をしましたけれども、順番に従いまして、案件2の「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」をご説明いただきたいと思ひます。この案件は付議案件でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

案件2 北部大阪都市計画生産緑地地区 の変更について【付議】

●みどりまちづくり部

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございます。

ただ今ご報告ございましたように「生産緑地地区の変更について」ということで

区域変更が3地区、廃止が2地区、トータルとして変更前の262地区が変更後260地区になって0.21haの減少ということでございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。増田委員どうぞ。

●増田委員

今回付議案件ですよね。私達に連絡があったのが10月23日にこの日程をいただいたんですけども、その後内容もわからなくて、12月の始めにもみじだよりを見たらどういう内容かあったんですけど、12月4日に案件というのをいただいたんですけども、その後資料がなかなか届かなかったんですよ。私も傍聴などはしていたんですけど、今回付議案件ということですので、もっと早く資料をいただかないと十分な審議ができないんじゃないかなということが一つあるんですね。

今回生緑は入るなどは思っていたんですけど、だいぶ前の都市計画審議会でも市民委員さんの方がここを全部見に行かれたということがあったので、今回私も行きたいと思っていたんです。いただいたのが昨日一昨日だったので、早くいただきたいんですけど、何か理由があってこうなったのか確認していただきたいんですけど。

●増田会長

いかがでしょうか。資料の配付というのが少し遅いのではないかとというご指摘ですけれども、何か事務局ご回答ございますか。

●事務局

都市計画審議会の議案書について、今回特にいろんな案件が入っております。後で出てきます例えば道路関係とかは一生懸命協議している所がありましたので後ろへずれ込み、それに引っ張られて生産緑地の方も後ろに行ったのかもしれないと思ひます。

確かに遅いと言われればそうなんです。何とか早くできるように努力していきたい

いと思います。

●増田会長

よろしいでしょうか。

●増田委員

ありがとうございます。

今も言いましたように、私は生緑はすごく大事だなと思ってまして、今回追加があるということで、ある面良かったなと思っていますが、生緑が少なくなっていくことに危惧していますので、せめて現場を見たかったなと思っています。できるだけこういう資料は付議案件ですので、継続されている委員さんはいいですけど新規の方もいますので、ぜひこういうのは早めにと改めてお願いしておきますね。

生緑での審議ですけど2-13ページ、都市計画変更の指定解除が正しくなされているか等について審議をするということなんですけど、そのあとの2-16ページを見ますと、事前説明で桃山委員からご指摘があったんですけど、もう建築物が建っているじゃないかということです。解除が正しくなされているのかをここで審議をするのもう建物建っているのかなど。ただ、これまでも経験ありますので1年間まとめて出すというのは理解はしているんですけども、その辺の説明があればお願いします。

●増田会長

先程も少し説明いただいたと思いますけれども、生産緑地法と都市計画法、完全に連動しているかというところではなくて、生産緑地法でまず行為制限が先に解除されますので、その後手続き論として都市計画にあがってくるものですから、違法行為ではなくて建築行為が進んでいるというのが実態ですけれども、事務局何かご説明をいただければ。

●みどりまちづくり部

生産緑地法の第10条の規定によりまして買取り申出というのができるんですけど、申出日から3ヶ月で行為制限が解除されることとなります。この解除手

続きというのは生産緑地法によって自動的に進んでいきます。

一方で都市計画の地域地区としての生産緑地というのもありますので、これにつきましては都市計画法による変更の手続きが必要となります。時間差のことなんですけれど、買取り申出がある度に都市計画審議会に諮る必要があるんですけど、あまり現実的ではない。これまで市では年に一度この時期に一括して審議をいただきまして税制にも影響しますので年内に変更の告示までおこなっております。制度上事後的な報告になるんですけど、ここはご理解いただきたいと思えます。

変更が正しくおこなわれているかどうかについて、ご審議をいただきたいと思えます。以上です。

●増田会長

よろしいでしょうか。どちらかという都市計画図書のきっちりした整理というふうな形に近いですね、この法律に関しましては。行為そのものの制限は生産緑地法でされておりますので、解除が買取り請求後3ヶ月の間に斡旋ができない場合、不成立な場合には解除されるというこのあたりのタイムラグでということですね。よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをしたいと思います。案件2、先程から付議案件と言われているのは、ここの場で我々が結審をしないといけないというのが付議案件です。従いまして、皆さんにお諮りしたいということです。「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、原案どおり付議するというところでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

●増田会長

はい、ありがとうございます。異議がないということでございますので、本審

議会に付議されました「北部大阪生産緑地地区の変更について」、原案通り議決されたものといたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、先程言いましたように案件3と5が関連しておりますので、一括して市からご説明をいただきたいと思っております。これに関しましても付議案件でございます。よろしくお願いたします。

案件3 北部大阪都市計画地区計画(箕面駅前地区)の決定について【付議】

案件5 北部大阪都市計画高度利用地区の変更について【付議】

●みどりまちづくり部

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、箕面駅前地区に関連する地区計画と高度利用地区の件につきまして、ご説明をいただきました。何かご質問あるいはご意見等ございましたらいかがでしょうか。

はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

今回は、今までやってきた検討の中で、A地区とB地区のことを主にやっていくということだと思っておりますが、高さについて周辺が40.2メートルの建築物があるので、今回この高さを40メートルとするということもあったかと思うんですけども、3-12ページ16メートル以上の高さの所に関しては空間を確保する場合は柔軟な建物の配置が可能と書いてあるんですけど、このスペースを取る位なら私はその分高さは下げられないのかなと思うんですが。べたっとそのまま16

メートルから上も同じ位の幅でいって高さを下げるということができないのか、なぜこの横をあけるのかというところがわかれば教えていただきたいと思っております。

●増田会長

事務局いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

ここに書いてある繰り返しになるんですけど、この空間をあけるといのは、箕面の駅前で背景に山が近いので後ろの山が見えるように、なるべくスリム化するというところで、高度の特例地区より厳しい条件として2メートルの公開空地に加え、東西はさらに4メートル、16m以上の部分は、全体で2メートルプラス4メートルで6メートルという後退になります。

高さについて、何メートルがいいかという話なんですけど、今のまちの姿を考えた時に今ある高さ位まで、手前の10階か11階建てのマンション、さすがにそれを超えるというのは影響があります。40メートルより下の中でスリム化することによって考え出したのが今回の地区計画の案ということです。

●増田委員

私は高さを抑えた方がいいのかなと思っておりますが、横をスリムにした方が景観的にもいろんな角度から見た時にいいということでこの案だということなんです。そうすると、全体の面積が狭くなるのかなと思うんですが、景観のためにはこれ位はしなさいよという規制みたいな感じになるわけでしょうかね。

●増田会長

よろしいでしょうか。

はい、他いかがでしょうか。

木多委員どうぞ。

●木多委員

私はこの建て替え事業者選定の審査委員会に関わった者なんですけど、その時私が考えたことですが、よく40メートルにおさえられたなど。

最近建て替えする時には上にとことん

住宅を積んで、それを売却して事業収支をあげなければ建て替えできないという時代の中で、いろんな都市では駅前などに過剰すぎる住宅がいっぱいできあがっているんですね。ここを40メートルに抑えたということは、色々なスキームを自分達でシミュレーションして頑張ったと聞いています。事業者さんが参画するかどうかというのは行政が頑張っていることの安心感があると思います。権利者の中に箕面市が入っていて、色々ややこしいこともあるかと思うんですが頑張ってまとめてくれるという姿勢があるから参画してくれた。

実は審査の時というのは経済的にややこしい状況だったんですが、応募者がどれくらい来てくれるかわからなかった中で、本当に安心のできる所が応募してくれて良かったと思っています。セットバックするというのは、若干高さが高くなる可能性もありますが、上が住居ということもあって、それは少し幅が狭い方が住空間として設計しやすいというのがありますので、プランニングでいろいろ調整があるかとは思っています。

まずは40メートルでこういった事業スキームを成立させるというのはすごいと思っています。

●増田会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。名手委員どうぞ。

●名手委員

今回建てられる1号館の上層部階4階以上という案もあったと思います。中味についてどんなものを作るというのはこれからだと思いますが、マンション建設が入ると、かなりの戸数が入りますが、それに見合う駐車場をどうするのでしょうか。

1号館の中に駐車場をどれだけ確保するのか、今回は一体となって第1駐車場も駐輪場も使っていくという計画だろうと思います。それでどれ位の居住者の駐車場が常時必要で、月極で借りられると

いうことになってくると思います。1号館の駐車場が来客用では使えなくなるという恐れがあって、その部分の車がどうなっていくのかなという懸念があるんですけど、答えられる範囲で何かありましたら。

●増田会長

いかがでしょうか。

●地域創造部

ご存じのとおり、駅前サンプラザ1号館につきましては再開発事業として生まれたものでございまして、駐車場につきましては当初の再開発事業の時から第1駐車場を付置義務駐車場としてきたところでございます。なので、今回も同じ考え方でサンプラザの建て替えの時には第1駐車場を付置義務駐車場として使うことは可能でございます。ただ、今回の事業協力者のあくまでもたたき台として出されているプランの中で、100なにがしという住戸がのってくるんですけど、箕面市まちづくり推進条例で定められている必要な駐車場については、駅前駐車場とマンションと一定バランスを考えつつ、どちらも利用しながら基準を満たしていくというところで、何台という細かい数字についてはこれから詳細に検討してまいりますと考えてます。

●増田会長

いかがでしょうか。はい、名手委員どうぞ。

●名手委員

まだ台数はわからないということですが、一定の台数を第1駐車場が月極で確保されるということになれば、周辺への駐車の影響とか特に土日とかけっこう駐車場がいっぱいになることもこれまでもあったかと思いますが、それについて何かありますか。

●増田会長

いかがでしょうか。

●地域創造部

駅前第1駐車場ですね、ピーク時とか観光シーズンの時とか全てのキャパがカ

バーできるかというところがあるかと思いますが、そもそも第1駐車場につきましては、再開発事業で作った所もありまして、設置条例上も特別利用という所で、サンプラザの駐車場も一定カバーすることも当初から計画に入っている所でございます。ピーク時には最低限どれだけは月極駐車場にして、時間貸しにするとか管理者の方と確認しながらということで、可能な限り問題ないようにしていきたいと考えているところです。

●増田会長

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

だいたい意見交換も終わったかと思えますので、案件3の地区計画の決定についてお諮りしたいと思えます。「北部大阪都市計画地区計画（箕面駅前地区）の決定について」、付議案件が妥当と判断して原案通りということよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

●増田会長

ありがとうございます。異議なしの答えでございます。本審議会に付議されました「北部大阪都市計画地区計画（箕面駅前地区）の決定について」は、原案通り議決されたものといたします。ありがとうございました。案件5は次の案件の説明が終わった後だと思いますので、次よろしくお願ひしたいと思えます。

次は案件4と5、これが関連しておりますので案件4、5の説明に入りたいと思えます。これに関しましても付議案件でございます。ご説明のほど、よろしくお願ひしたいと思えます。

案件4 北部大阪都市計画地区計画(箕面船場駅前地区)の変更について【付議】

案件5 北部大阪都市計画高度利用地区の変更について【付議】

●みどりまちづくり部

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございます。ただ今、船場駅前地区のご説明をいただきましたけれども、何かご意見あるいはご質問いかがでしょうか。はい、増田委員どうぞ。

●増田委員

説明資料4-12ページと4-13ページですけれど、今新船場東公園にマンションが建つであろうと言われております。その北側に通路を作るということですが、道路を横断せずにデッキレベルで通行できる空間を整備することで、歩行者地区内デッキから地区外へ出ていけるようにということだと思えますが、まだ向こう側ができてませんので、東側に歩道がありますがそれまでの間、そこには降りられるようにできるのかどうか、お聞かせください。

●増田会長

いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

具体的なデッキの整備というのがまだこれからなのではっきりは決まっていません。この地区計画の変更で、歩行者連絡通路5号に昇降施設を含むことを追加しようと思っております。ということは、その下に降りられることも含めて地区施設に位置付けようということですので、詳細はまだこれからですが、降りられるような施設を作ってもらおうというふうに考えております。

●増田会長

よろしいですか。

●増田委員

地区内デッキのレベルですので2階に

なると思うんですけど、この下の部分はないのか、それだけ確認お願いします。

●増田会長

いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

これも詳細はまだですが、2階にデッキが上であって下に建物があるというのは考えにくいのでオープンスペースになると考えています。高度地区の特例許可を取る場合には道路から2メートル歩道状公開空地を取らなければならないという規定がありますので、それをあわせて考えると、ほぼ下も空いてくるだろうと考えています。以上です。

●増田会長

よろしいでしょうか。

他、何かご意見ご質問ございますか。名手委員どうぞ。

●名手委員

4-14 ページの所なんですけど、総合設計制度を使って公開空地を作るなりしていったら100メートルの高さまで作れるというのが、ABのところちょうど公共施設の両側に挟むような形で大きなマンションのような建物ができてくる可能性が考えられるんですけど、戸数がどれ位できて、駐車場の設置だとか、そういうところはきちんと考えられていくのかという点を確認したいんですけど。

●増田会長

いかがでしょうか。

●地域創造部

これからできます施設に関する駐車場等でございますけれども、詳細な検討につきましては今後進められていくものでございますが、箕面市まちづくり推進条例等々を遵守していただきながら今後検討設計を進められていくものと考えております。以上でございます。

●増田会長

よろしいでしょうか。名手委員どうぞ。

●名手委員

それがどれ位の高さで戸数がどれ位になって、何台がそこに収容されていくの

かというのは分かりませんが、それとあわせて公共施設としての公共の駐車場が116台あると以前からお聞きしていますけれども、文化ホールだと規模が1500位の会場となったりするわけでしょう。車ということが大変になってきて、公共交通もあわせて考えられていると思いますけれども、ここに車での交通の負荷がかかってこないかと懸念があるんですけど、この辺のところの考え方とか教えていただけたらと思います。

●増田会長

いかがでしょうか。

●地域創造部

駅ができた後の公共交通につきましては、路線バスの再編等も含めまして今後一層交通が充実していくと考えております。

従いまして、市内の自動車の分担率というところを考えますと、今よりは低下していくのであろうと予測はしております。ホールにつきましては、116台の整備を進めているところでございますけれども、例えばホールのイベント時など大勢の方が来場されるというところにつきましては、一番大きく使われる大ホール1400席ほどありますけれども、考えられますのが例えば週末の夕方とか夜の限定した時間帯に集中するというふうに考えますと、他の公共施設等々の利用者の方とは時間がちょっとずれているとも考えられますので、今の台数で運営が可能かなと考えております。

今後、駐車場の台数が116台というところなんですけれども、例えば過去に調査した中では施設の周辺で民間の駐車場等々も活用しながら、駐車場の需要については一定のご利用をいただけるかなというふうにも予測をしておりますので、今の整備台数で進めているようなところでございます。以上でございます。

●増田会長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。増田委員どうぞ。

●増田委員

箕面駅前もここもそうなんですけれど、総合設計制度による容積率割り増しですけども、例えば4-14ページのA地区の所だったら何人かの所有者がいらっしゃって、そこが一体として事業されるとなったら割り増しできますよと。そのかわり高さは100メートルまで、という理解でいいのか、箕面駅前だったら40メートルということですよ。そういう解釈でいいのかどうか。

●増田会長

はい。いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

高さについては、総合設計を使う使わないによらず、地区計画で100メートルという制限がかかっています。先程のご発言を補足させていただきますと、一体ではなく1敷地です。個別の敷地で一体的だと言われてもそれはだめで、一つの敷地で建てられるという場合に限って総合設計による容積の割り増しが適用できるというのが今回の変更の内容となりますので、よろしくお願ひします。

●増田会長

よろしいでしょうか。

それではお諮りをしたいと思います。案件4、これは地区計画の変更でたくさんご説明いただきましたけれども、歩行者連絡通路5号の変更でございます。この原案通り議決いたしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

●増田会長

ありがとうございます。異議がないようですので、本審議会で付議されました「北部大阪都市計画地区計画(箕面船場駅前地区)の変更について」、原案通り議決されたものといたします。ありがとうございました。

引き続きまして、案件5でございます。案件5のお諮りしている内容というのが

案件4と関連する所でいいますと、4-13ページの下の方の色塗りされている所でございます。少し前に戻りますけれども3-13ページの所の高度利用地区の変更で色塗りされている所、こちらについてお諮りをしたいと思います。案件5について「北部大阪都市計画高度利用地区の変更について」、付議案件が妥当と判断し原案通り議決してよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

●増田会長

ありがとうございます。異議がないようですので、本審議会で付議されました「北部大阪都市計画高度利用地区の変更について」、原案通り議決されたものといたします。どうもありがとうございます。

付議案件は終わりました。それでは案件6の報告案件「都市計画道路の見直し」についてご報告いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

案件6 都市計画道路の見直しについて
【報告】

●みどりまちづくり部

<案件説明>

●増田会長

はい、ありがとうございます。ただ今案件6、都市計画道路の見直しについてということでこれまでの経過、エリア2の都市計画道路について、それとエリア1、3、4の都市計画道路の見直しの進捗状況について、今後のスケジュールをご報告いただきました。いかがでしょうか。ご意見あるいはご質問等いかがでしょうか。桃山委員どうぞ。

●桃山委員

この間、都市計画道路については平成28年から、いろいろ検討されてきて、

エリア4に関して反対があったことを別として、9月の本会議においても私の経験をふまえてエリア4の都市計画道路の必要性を若干述べさせていただきました。その時にも答弁がかみ合わなかった所もありますので、答弁を求めても変わらない部分はあるかと思うんですけれども、エリア4の都市計画道路の必要性ですけれども、府道の茨木能勢線の渋滞解消、府道茨木能勢線の歩道の未整備を理由として新たに都市計画道路を決定するということだと思っんですけれども、渋滞解消と歩道の未整備がいずれも大阪府道、大阪府の管理する道路なんですけれども、それを市が今都市計画決定をしようと、また事業費をかけて整備していこうとするところに理解が苦しむところがあるんですけれども、今一度皆さんの前でご答弁いただけますか。

●増田会長

事務局いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

先の令和2年の9月の議会で桃山議員からの一般質問があって、答弁したと全く同じになってしまうんですけれども、それをこの都市計画審議会と同じことを繰り返すという話かなと思うんですけれども、桃山委員がおっしゃった山麓線と茨木箕面丘陵線をつなぐ都市計画道路案というのはそのエリアの課題である茨木能勢線の混雑度が高いということ、茨木能勢線の幅員が狭くて歩道の整備率が低いということ、歩行者や自転車にとって危険であるということ、これらの課題の解決策として今回の山麓線と茨木箕面丘陵線間をつなぐ都市計画道路案ということでお示ししたということです。

なぜ、府道なのに市がやるのかということなんですけれども、課題解決の方向性として市道の小野原中村線と茨木箕面丘陵線間の新規路線が市の検討では最適解、今は市発意の計画路線ということで、先程報告にもありました府と協議中ということになっております。これは希望的観

測ですけれども、もし府道ということで大阪府が自ら問題意識を持って都市計画決定するということがあれば、否定するものではないと考えますので、あくまで今は最適解というのが市発意の計画だということ、市決定で府と協議中ということでございます。以上です。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。桃山委員どうぞ。

●桃山委員

今は市発意で府に投げかけていると、府にこれから事業主体となって府の責任でこの課題を解決するように強く言っていくということで承っております。

もう一つ線形なんです、東側モノレール下の府道に接続していくんですけれども、南側に寄っていく、ほぼ茨木との境の方に寄っていくということになっているんですけれども、実際これが整備されたとして、新たな都市計画道路とモノレール下の府道との接続があそこは本線と側道がありますので、スムーズにモノレール下の府道にタッチできない。逆にモノレール下の府道から入っていこうと思えば、一度171号線までUターンしないとこの道路に入ってくれない。この道路ができたとして、この茨木能勢線の粟生間谷の交差点の渋滞解消にどれだけ効果があるのか、というところがこの平面だけでは皆さんに十分理解されていないのではと。実際の通行できるルートも含めて、もう一度皆さんモノレール下の府道との接続部分の説明をいただけませんか。

●増田会長

いかがでしょうか。詳細の図面は添付図の方に交差点の形状といいますか接点くらいですが、図面としては添付されております。

今のご質問に関して、お答えいただければと思います。

●みどりまちづくり部

現段階でお示しできるのが別冊についている図面ということで、交差点の詳細

までは今協議中ということですので、まだそこまでお示しできません。交差点の形状がどうだからということで、この茨木能勢線の混雑度がどうか歩道がないことの課題がどうだとかいうことには影響は少ないのかなと思っています。

また、茨木箕面丘陵線は大阪府の茨木土木が管理している道路なんですけど、その茨木土木さんと接続の方法ですね、どうやって本線から流入するのか、本線へ流入するのかということと詰めていまして、まだ完璧ではないですがだいたいの方向性というか設計段階での協議というものの先が見えてきたかなという状態で、今後この先の都市計画の手続きの中では、もう少し詳細な図面をお示しできるのかなと思っています。以上でございます。

●増田会長

いかがでしょうか

●桃山委員

では次までにそこをしっかりと詰めていただいて諮問していただくということで理解しておきます。

地元地権者からいただいている通告書を読ませていただくと、都市計画では渋滞解消と歩道の未整備を目的とされているんですけども、地元の方は区画整理のためにこの道路を引かれるのは理解できないとおっしゃってるんですね。今まさに区画整理の話が進行している中で市としてこの道路がどういう位置付けの道路であるというふうに理解されているんですかね。反対をされている地権者は区画整理のために道路を引かれるのは反対だとおっしゃっておられて、市は区画整理のために道路を引こうという意志があるのかないかご答弁いただきたい。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●地域創造部

この道路と区画整理の関係につきましては、区画整理のために道路を引くということでは全くなくて、先程からご説明

しているとおり、混雑の解消とか東西の交通の円滑化のために都市計画道路が検討されております。たまたまその場所で地元が区画整理の検討をされているところがございますので、区画整理をするために道路を敷くという考えは持っておりません。以上です。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

●桃山委員

そう言いながらね、同時に計画が進むと地元の方はお互い反対される方と開発を進めようという地元同士で意見の対立が起きているということは、市はしっかりと間に入って解決をしていただきたいんですね。このお尋ねにしても市に言っても理解されないのが都計審の委員さんにすぎた形のお尋ねなわけです。このまま都計審の方に判断を委ねられても、都計審の中でこの道路が必要とか不必要とかそういう決断判断はできないと思いますので、市でしっかりと次諮問をされる前にこの地元さんの反対意見をふまえて次の諮問までに提示していただきたい。しっかりとこういう形で都計審の委員に判断を委ねるようなことなく、しっかりとこれから決断をしていただきたいと思えます。以上です。

●増田会長

ここできっちり審議をして我々自身がいろんな情報をいただいて審議をして決めるんであって、市の方で何かを決定していただくという話ではなくて、都計審としては議論をして審議をするという機関ですので、今の発言は少し誤解があるのかなと。

●桃山委員

エリア2では地元の反対を受けて、市はこれを取り下げられたんですね。今まさしくエリア4でも同じことが起ころうとしている中で、これらの意見をふまえて私がいろいろと道路の必要性を訴えたとしても結果市の方が進めようという気

持ちがあるならばこのまま付議されると思います。

パブコメにもかけられると思いますけど、そのパブコメの意見を受けて実際、次にどういうふうな付議をされるかというところをしっかりと議論したうえで付議していただきたいということです。

●増田会長

それだったらわかりますけれども、あくまでも我々としてはパブコメから出てきた反対意見、賛成意見もふまえて我々が判断をするということでございますのでけっこうかと思えます。土井委員どうぞ。

●土井委員

前回欠席したので議論に参加できなかったのですが、今エリア4の議論をしておりますが、このエリア設定というのが平成28年にこれから個別の都市計画道路の議論をするのではなくて、渋滞という現象の性格、安全性、また公共交通、こういったことを踏まえるとやはり面的に考える必要があるということで、エリア設定に至りました。その観点からするとエリア設定の意味というのは地域が何らかの問題を抱えているのであって、そのエリアの中での解決策というのは一つではないと。そういうことがごく当たり前のことかと思えます。

そういう意味でいうとエリア2においても取り下げというのはそれはそれで当面はいいと思うんですけども、あくまでもこの地域には問題が残ると、そういう意味で箕面今宮線ももう少し機能を拡充していく、運用を変えていくということも含めてやっていくんでしょうけど、エリア2というのをこの図からなくすというのはやめていただきたいと思えます。

この場で決定するだけじゃなく、決定したものの進捗をモニタリングしていくという仕組みが必要だと思いますので、エリアというものは一度平成28年に決めたものですからこれは残していただいて、仮にここの道路を進めるのが難しければ

それ以外のソリューションを探すという方向を議論していただきたいと思えます。

●増田会長

はい、よろしいでしょうか。

●みどりまちづくり部

今、土井委員が言われたことが議会でもやはり同じような話がありまして、エリア2につきましては、とりあえずこの計画道路案については取り下げることなんですけど、他の整備を進めていくと、芝如意谷線の整備とか箕面今宮線を改良していくということが終わった時点で交通の流れが変わってくるんじゃないかと。その時点でまた再度の課題の検証をおこなう必要があるということで、市の方で議会でも答弁させていただいてますので、土井先生が言っておられることと同じかなと思っています。

●増田会長

ネットワーク論の必要性がなくなったわけではないと、その課題は残されているという認識だということですね。それを現道拡幅なり既存の都市計画道路の先行整備をして、モニタリングをしながら必要に応じて都市計画の必要性が出てきた場合には都市計画手続きを進めていくと。

6-6 ページの今後のスケジュールではそんな理解でよろしいでしょうか。

土井委員もよろしいでしょうか。他いかがでしょうか。木多委員どうぞ。

●木多委員

エリア2のルートについては、以前も都市計画審議会で発言をして、将来再考する余地を残すべきだという発言はさせていただいたんですが、土井先生がおっしゃるとおりエリア設定というのは重要だと思います。

私は市街地整備の専門であるのでネットワークプラス市街地のこともお話したいんですが、違う言葉になりますが、箕面市の市街地というのは国土軸そのものになっているんです。特殊な市街地です

ね。単なる郊外住宅地ではない住宅以外のまちなか施設だとかがミックスした市街地のあり方を目指すのが、私は真っ当だと考えています。

そうすると、元々考えておられたこのルート、これはやはり接続性という面から見ても沿道にいろんなまちなか施設を導入して行って、単なる住宅地でない新しい沿道の空間を作れる可能性があったわけです。それをやめるわけですから、箕面今宮線で何かやる時にはそのポテンシャルはしっかり引き継いでいただきたいと思っています。以上です。

●増田会長

よろしいでしょうか。中井委員どうぞ。

●中井委員

エリア4のことですけれど、今、お二人の先生方からエリアということと市街地のというお話が出たんですが、エリア4の特に丘陵線への接続が前のご説明では、まだどんな形状どこに接続するかアウトですということなんですけれども、おそらくこの辺だろうと見て回ったんですが、本線と側道、本線から側道、側道から本線と三つのブースに分かれているかと思うんですが、エリア的にいうと箕面も茨木も共に農業道路としても農耕道路としても使われている、たくさんのトラクター、コンバインも通行するところなんです。そこでおそらく接続されるだろうという所がちょっと入り組んだ所ですよね。側道へ出てくる所で、農業者の立場から言いますとそういう事情も含めてお考えいただけたらということが一つです。

茨木の方ともお話することができたんですけれども、池も通るといことなんです。都計と全然関係ないかもしれないんですが、水利の問題っていうのがあって、箕面から茨木の方に水が流れてくる、勝尾寺川の水系の方である水路は取られているんですが、新名神の道路工事が行われて以降やはり水量が減っているというところで、今非常に水不足だと聞いてい

ます。それに加えて今回池の上を通る道路を新たに作ろうとされているということがあるので、万全を期していただけたらと思いますけれども、そういう要望、一つは水の関係、一つは農業用の道路としてもここがあるので。

土井先生がおっしゃったようにエリアとして考えていただけたのであれば、箕面と茨木共に同じようなエリアに存在していて相互に利用しているということですね。箕面市にも茨木のものを利用する、茨木市にも箕面市のものを利用する、そういう状況ですので、十分わかっていたらと思いますけれども、今後具体的に検討いただく時にはそういうこともふまえてお考えいただきたいというふうに思います。これは要望です。お願いします。

●増田会長

はい、ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

事務局何かございますでしょうか。

●地域創造部

池についてですけれども、委員がおっしゃったように池があるからといってそこをよけて道路を敷くという考えはそもそもないんですけれども、ちなみに今地元はこの池も含めてまちづくりの中でどういうふうに扱っていくかということを検討されてますけれども、今の検討状況としてはこの池以外に地元には3つ池がありますけれども、これらの池は廃止していく方向で地元は検討されております。当然水利組合ともその方向で協議をされているというふうに聞いております。茨木市の方にも水は行きますので池を使わずに水路をちゃんと確保したうえで茨木市の水利の方にも水が行くようにということで検討されていますし、茨木市の水利組合とも調整はされていると聞いております。以上です。

●増田会長

よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。長澤委員どうぞ。

●長澤委員

議案書の6-4ページと6-5ページでエリア3とエリア4、山麓線はつながっています。帝釈寺北交差点の所が府道の方からのつながりになるわけですがけれども、この北側には彩都がございます。それについては、既に事業認可を取っておられる国文都市4号線の延伸計画が事業進捗中です。その進捗状況についてお尋ねします。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

今回彩都から府道箕面池田線までつなぐ国文都市4号線第2区間なんですけども、現在境界確定図を作成するための押印を地権者の皆様に順次丁寧に説明をしながらいただくような形でまわっているところがございます。今の進捗としては今年度に北側の方から、ヘアピンカーブの所から国文都市4号線第2区間の用地買収の方を進めていくというような形で考えています。以上です。

●増田会長

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

●長澤委員

事業で用地買収し、開通する道路の高低差が国文都市4号線の道路レベルと、その周辺の山とか畑との間に段差があってフラットにならない。道はついたは斜面は残ったはみたいな感じになると私は聞いております。そういったことで用地買収への事業協力がなかなか得られないと。お尋ねしたいのはこの山麓線への開通予測みたいなところが、もしお答えいただけるのであれば、無理であれば結構ですけども、希望的観測あるいは悲観的見通し何かスケジュール面があればお願いします。以上です。

●増田会長

いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

今回の国文都市4号線第2区間につきましては、今のスケジュールとしては北

大阪急行の延伸に向けて整備をおこなっていくというような話で事業は進めているところです。

今、事業としては今年度用地買収に入っていくような形になるので、そこから順次用地買収を行いながら引き続き工事をおこなっていくところもあるんですけども、周辺では区画整理事業のお話とかもあるので、その状況も見据えながらという形になります。

高低差につきましてはヘアピンカーブからの府道箕面池田線までの高低差というのはそれぞれ起点と終点の高さが決まっております、道路構造令上の縦断勾配というのがあるので、道路高さというのは決まってきます。その上で今の既存の地盤高からはどうしても下がったような状態になりますので、今の整備の形でいうと道路ができてそこから法面ができてしまうという部分がございますので、そこについては地権者さんにも事業の説明はさせてもらうというような状況になっております。以上です。

●増田会長

名手委員どうぞ。

●名手委員

エリア1の方の関係でお話させていただくんですけども、エリア4についてもパブリックコメントの時は反対はわずか2だったんですね、賛成が12で、今回意見書とか文書が出てきているということで、エリア1についてはパブリックコメントの時点でも反対が10あるんですね、賛成は7でね、多いんですよ。数的にはなかなかこんな数で本当に判断できるのかと私達ずっと言ってきたかと思えます。特に地権者ですね、道路敷地になるような対象の所については一般的なパブリックコメントとか市の広報に載せたとか、ホームページに載せたとかではなくて、きちんと利害関係のある所については、きちんとした資料を一軒一軒でも届けてご意見を聞いて意見が出てくるというふうにしないと、ここで勝手に決

めてしまうというわけにはいかないと思うんです。後でいろいろと意見が出てくる、その辺のところをもっときちんとやっていただけたらと思うんですけれども。

●増田会長

ありがとうございます。

答弁ございますか。

●みどりまちづくり部

この6-2 ページのパブリックコメントの時の対応なんですけども、単にもみじだよりに載せたとかそれだけではないです。この対象路線が入る自治会を調べまして、自治会内での回覧をお願いしています。ここは新規路線というよりは今ある路線の幅員変更なので、そういう形で対象となる路線の自治会内に回覧をお願いしているというのをプラスアルファでやらせてもらっています。今後の予定の中でこの先のパブリックコメントにつきましてはエリア1、3、4含めまして沿道の地権者含めて個別にお知らせしたうえで、パブリックコメントを実施するというのを、前の都市計画審議会でも同じような説明をしていますので、引き続きそれはやっていきたいと考えています。

●増田会長

はい、他いかがでしょうか。増田委員どうぞ。

●増田委員

エリア4のこともそうなんですけれど、市民の意見を聞くのは非常に難しいなと思いました。エリア2について取り下げるとするのは、あれだけの意見が来たということで、答えも書けてない状況ですのでね、できないことかなと思ったりするんですけど。

その知らせ方なんですけれど、8月号のもみじだよりなんですけども、そこにはエリア2のことが一切書かれてないんですよ。この時点ではエリア2の検討は休止だったはずなんです。そのこともエリア2は休止になりましたとか書くべきだと思うんです。

それがなされてなかったということと、6-2 ページにもありましたけれど、計画案を取り下げることとしていますと書かれているので、どうなったかということをおまじだよりに取り下げたなら取り下げたと私は書く必要があると思いますので、その辺をどうされるのかお聞かせください。

●増田会長

事務局いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

今、増田委員が言われたことも市長就任後の議会の代表質問中でやりとりがあったことと同じかなと思っておりまして、というのは都市計画道路案の取り下げ、エリア2の広報についてですが、市ホームページだけではありません。他にもやっております。いろいろお話があったんで計画道路区域内の自治会長にはすぐ個別に連絡しています。そのうえでその対象となる自治会毎に取り下げましたよということをおまじだよりを回覧してもらおうようにして、計画道路区域内の自治会に対しては周知に努めているということでございます。以上です。

●増田会長

いかがでしょうか。

●増田委員

周辺の人だけじゃないんですよ。もみじだよりに出したんならもみじだよりでちゃんと載せてください。これじゃエリア2の所はどうなったのと、これを見られてこの時点でなくなったんだと思われたということで、この時点では休止だったんですよ、取り下げじゃありません。取り下げるんだったら取り下げましたとせめて広報でパブコメを求めたんなら広報にも出すべきだと思うんですが、いかがですか。

●増田会長

いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

これも議会の中でのやりとりと同じになるんですが、市長が選挙で替わったと

ということで、その後所信表明ということでもみじだよりの10月号に新市長の所信表明を載せています。所信表明の中に取り下げのことも出ていたんですが、もみじだよりの紙面の関係からエリア2は広く全体市民に関わることに絞り込んで広報したということで答弁させていただいています。

●増田会長

はい、いかがでしょうか。

●増田委員

できてないということですが、私はやるべきだと思います。今パブコメのあり方ってすごく問われていると思うんですよ。パブコメして600いくつも反対があって結局取り下げたんならそれは載せるべきだと思いますのでお願いします。

今もいろいろ木多委員や土井委員からもありましたけれども、エリア2を残すということは大事だと思うんですけど、なぜ箕面今宮線が都市計画決定道路ではないのかということです。府道から市道になりましたよね。都市計画決定道路ではないけど、拡幅のために用地買収など、市は努力して頑張っていたらいいんですけど、ここが都市計画道路であっても同様の問題が出てくるかもしれないんですが、どうして都市計画道路でないのか、わかる範囲で教えてください。

●増田会長

いかがでしょうか。

なかなか難しい質問ですけども。

●増田委員

私が引っ越してきて40年位になるんですけども、その頃バスは白島までしか来ていなかったんです。バスが箕面まで行ってなかったんですね。バスが通る頃に山麓線を作るから箕面今宮線は一方通行にするとかいう話もあったのを記憶しているんです。

色々とおそこの道路も問題があったんだろうなと思うんですけど、ある時点で都市計画決定をしておいたら良かったん

じゃないかなと思います。今回箕面5丁目の箕面池田線と萱野東西線をつなぐ時は50年前に反対があったんですよ。箕面今宮線はそういうのがないんですよ。せめて府から市に移管された時に都市計画決定して、ここを箕面の東西をつなぐ道路にしますと言ったら今もう萱野東西線の東側に接道するんですけど、そういうこともうまくいったんじゃないかなと思います。

なぜやってないというのがわからないということですが、土井委員がおっしゃったようにそういうこともできるのかどうか、今後また都市計画決定するといえばまた反対が起きるんじゃないかなという思いもするんですけど、だから過去を知っておきたいと思うんですね。どういう経過かというのは。どなたも分からないんですか。こういう時はどうしたらいいんですかね。

●増田会長

経緯を少し調べていただいて、分かる範囲内でしか言えないと思いますが、次回議論するときにご報告ということで。

●増田委員

エリア2に関しては、都市計画道路になっている芝如意谷線の北側ですよ、これは計画決定しているから今度どうにかしていくことになると思うんですけど、箕面今宮線や他の導入をどうするかで大きく変わってきますので、これを先に整備するというわけにはいかないんじゃないかなと思います。

ネットワークという話がありましたけれども、この計画を作る時に全体のネットワークを考えると、一つでも取り下げたら全体のネットワークが変わってくるからもう一度見直しをしなければいけないんじゃないかな、エリア4の話もありましたけれども。時間軸ですよ、それをどう考えていくというのをやらないと先が見えないところをすごく感じます。既存道路のエリア1、これは60年経っているんだからどうするかとかね、そ

ういう考え方も必要なんじゃないかなと思っ
ていますので、今後の議論としてでも
いいのでよろしくお願ひします。

●増田会長

ありがとうございます。藤田委員どう
ぞ。

●藤田委員

一点だけ気になったんで確認なんです
が、6-4 ページと 6-5 ページなんですけ
ども、エリア 1、3、4 とありまして、そ
れぞれコメントされているんですが、文
末で交通管理者、道路管理者、河川管理
者と協議中となっています。具体的にど
んなことを協議して、どんな状況なのか
教えていただけますか。

●増田会長

いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

交通管理者というのをわかりやすくい
うと大阪府警本部であったり箕面警察署
ということです。道路管理者といいます
と今回の新規の計画道路が接続する部分、
府道部分ですと大阪府、具体的にいうと
池田土木事務所と茨木土木事務所で、茨
木箕面丘陵線だけ茨木土木事務所でそれ
以外は池田土木事務所となります。河川
管理者というのも箕面市内だけですので
池田土木事務所ということです。

大きくは大阪府警本部と池田土木事務
所と茨木土木事務所と協議中だというこ
とです。

どうやって協議するかというとまずパ
ブコメ案、これに道路構造令の交差点で
どうするかとかを基準と合わせて修正し
まして、その図面を持って大阪府警本部、
茨木土木、池田土木と協議しています。
市としてはその線形でいきたいという希
望ですね。

今のところ大阪府警本部と茨木土木に
ついては概ねこれで良いのでは、という
ところまで協議できています。

池田土木事務所については河川を横断
するので、横断部分について交差角とか
公道とかどうするのかということを含め

て協議事項がありますので、それが終わ
れば協議済とか協議完了になります。そ
うなると、この先のスケジュールにある
パブリックコメントまで進めるのかなと
いう状況です。

●増田会長

よろしいでしょうか。内海委員どうぞ。

●内海委員

一言だけ申し上げておきたいなと思っ
たのは、釈迦に説法ですが、都市計画と
いうのは 50 年 100 年先を見て専門家も
入っていただいて計画を作っていくわけ
ですよ。今回ずっと私も議会にかかっ
て見てきてですね、反対運動も起きます
よ、私権も制限していくわけです。基本
的には箕面の 50 年 100 年を考えた時
にはこれが一番いいだろうと、そうやっ
てみんなで案を作ってきたわけですよ。
ところがやっぱり反対運動が起きると、
それに引きづられていってるとい
う印象を受けます。本来であれば、50 年
100 年と大事な計画であれば丁寧に地
域住民に入って説明をして、反対もある
けど実はこういうことなんです、とい
うのが本来の筋なんじゃないかなとい
う感想を持ちました。

都市計画というのは、そういう側面を
しっかりやっ
ていかないと
いけないな
と思います。
感想でござ
います。

●増田会長

わかりました。いかがでしょうか。

変なまとめを
すると会長
としてまず
いか
もしれませ
んけれど、
大きくは 2
点
あって一つ
はネットワーク論。

これはパブコメをして、我々としては
「必要だ」という形で議案として諮問を
し、答申で終わりかという
とそうではなくて、個別の路線整備を
していく時も、全体論の必要性ある
いはその効果、そのあたりはもう一
度きっちり
と皆さま方
にご理解
いただける
よう説明し
、反対意見
にも真摯に
お聞きす
ると。ネット
ワーク論が
終わったん
ではなく、
土井委員
からちゃん
とモニタリ
ングしてく
ださいとか、

木多委員あるいは内海委員等々からも全体論がなくなったわけではないと。全体論がもう終わったので、個別の路線の一笔一筆だけの議論で済むかというところではない、というのが一番大きな1つの視点だと思います。

もう1点目は、今までどちらかというところ概略設計で具体的な交差点の形状もわからず、特に複線あるいは本線があるような所と接続する時に、その接続の仕方によって当初想定した混雑緩和が達成できるのかどうかという技術的なところ。そこをきっちりと検証しながら個別に対応し、全体論と個別論両方きっちりと地元の方々、地権者の方々に説明しながら合意形成をしていく、そういう視点が皆様方からご指摘いただいたのではないかなと思っています。

全体論が終わったので、個別の技術論だけでいきますという話では決してないという、そういうご意見を今日たくさん頂いたのではないかなと。真剣に日本全国で新たな都市計画道路網を一からきっちりと検証している都市というのはなかなか少なく、50年前に計画されたのを粛々と見直しをしている程度という中で、50年100年先の箕面の姿を考えて議論したわけで。

是非そういう進め方をしていって、ここにまたご報告なり諮問をいただきたいということで、よろしいでしょうか。

まとめとしては不足かもしれませんが、大きくそういう視点で皆さんからご議論いただいたのではないかと思います。

もう1件「その他」がございます。事務局いかがでしょうか。

●事務局

市から報告が1点ございます。

●みどりまちづくり部

「特定生産緑地の指定について」、ご報告させていただきます。

平成30年に生産緑地法が改正され、特定生産緑地の制度が創設されておしま

す。特定生産緑地の指定について、今の現状を説明させていただきます。

特定生産緑地とは告示から30年を経過する迄に行うこととされております。30年経過後は特定生産緑地として指定できないことを注意する必要があります。特定生産緑地の税制については、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。特定生産緑地の指定がない場合は買取り申出をしない場合でも従来の税制措置が受けられなくなります。激変緩和の措置はあります。

指定された場合、買取り申出ができる期間が生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過後から10年延長されます。10年経過する前であれば改めて農地と利害関係者の同意を得て繰り返し10年の延長ができる制度となっております。

平成4年に告示した部分について、受付を現在行っておりまして、平成4年8月18日と11月30日に告示を行っている分については筆毎でいうと全体数947筆のうち696筆、割合でいうと73.4%の申請をいただいております。面積でいうと51.94haのうち36.82、代表者数でいうと317人のうち212人の同意申請をいただいているところです。

今後のスケジュールといたしまして、今回申請をいただきました696筆の212人の手続きに関しましては、本日の報告をふまえ申し出基準日前の令和4年の適切な時期に本審議会の意見聴取を行った後に告示いたします。平成4年度告示分についてまだ申請をいただいている所有者様には再度案内を通知し令和3年1月から3月にかけて申請の受付を行います。以上です。

●増田会長

いかがでしょうか。

かなり進んでいるなという印象です。今の30年経過しようとしているものが、7割が特定生産緑地へ移行するということですので。

他都市はまだ2～3割しか回答が得られていないという状態の所は多いと思いますけれども、ここは7割移行するという表明を既にいただいております。

何かご質問ございますか。増田委員どうぞ。

●増田委員

この生産緑地の所で、このことを聞いたかったんですけども、その他でやるとお聞きしなかったんですけども、増田会長もおっしゃられたように頑張っているなと思ったんですけども、残りの方の感触というのが分かればお聞きしたいんですけども。

もし来年3月末迄に指定申請がなかった方はどうするのか、できるだけ生緑で残していただきたいと思っているんですが、そういう方はどうするのかお聞かせください。

●増田会長

はい。いかがでしょうか。

●みどりまちづくり部

感触の方なんですけれど、今年の12月に去年申請いただかなかった105の方に対して再度案内文を出しております、来年の1月から3月の間でもう1回申請をお願いしますと出しているんですけど、出して3週間位の間にもお問い合わせがありますので、ちゃんと見ていただいて特定生産緑地に移行していただけると考えております。

1月から3月の間で申請をしていただきまして、申請がない方に対しましては電話や直接訪問をしたりしてできるだけ特定生産緑地に移行していただくと考えております。

●増田会長

よろしいでしょうか。

●増田委員

大変だと思いますけれど、今日一番最初の議案にもありましたけれど、追加ということもできるようになってますので、生産緑地ができるだけ残るようにお願いします。頑張ってください。

●増田会長

はい、ありがとうございます。他、何かいかがでしょうか。

当初5時迄という目途を示しましたけれども非常に重要な案件で30分から40分オーバーしてしまいました。司会進行としては謝っておきたいと思っております。但し重要な案件ですので、十分な意見交換をするということも大事ですのでお許しいただければと思います。

他に事務局よろしいですか。

それでは、これを持ちまして本日の日程を終えたいと思っております。ご多忙の中忌憚なき意見あるいは慎重なご審議をいただきありがとうございます。これを持ちまして閉会としたいと思います。今年最後ですので、ステイホームかもしれませんが、良いお年をお迎えください。